

令和3年度第1回
財政援助団体等監査
結果報告書

武蔵村山市監査委員

令和3年度第1回財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

| 財政援助団体 | 所管部課 |
|-----------------------|------------|
| 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター | 健康福祉部福祉総務課 |

3 監査の範囲

令和2年度財政援助団体等監査における指摘事項の改善状況及び令和2年度の補助金等に係る出納及び関連する事務事業の執行

4 監査の期間

令和3年4月28日(水)から令和3年8月16日(月)まで

5 監査の方法

令和2年度財政援助団体等監査における指摘事項が改善されているか、補助金が補助目的に沿って適切に執行されているかを主眼として、監査に必要と認められる資料を提出させるとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理状況を確認した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課

ア 令和2年度財政援助団体等監査結果に基づきシルバー人材センターに対する管理、指導が適切に行われているか。

イ 補助金の決定は、法令等に適合しているか。

ウ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。

エ 補助金の額、交付方法、時期、手続等は適正か。

(2) 財政援助団体

ア 令和2年度財政援助団体等監査結果における指摘事項が改善されているか。

イ 事業計画、予算書及び決算諸表と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

ウ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

エ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。

オ 補助金が補助対象事業以外に使用されていないか。

カ 出納関係帳票の整備は適正に行われているか。

7 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

宮 崎 正 巳

第2 監査の結果

1 監査の結果

令和2年度財政援助団体等監査における指摘事項の改善状況及び当該補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他事務については、改善すべき事項があるものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 健康福祉部福祉総務課

ア 管理、指導について

令和2年度財政援助団体等監査結果に基づくシルバー人材センターへの管理、指導状況について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に指導されている。

イ 補助金関係について

補助金の交付目的、交付方法や手続等について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(2) 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター

ア 指摘事項の改善状況について

令和2年度財政援助団体等監査における指摘事項の改善状況について、関係職員から説明を聴取したところ、一部において改善が見受けられなかった。

コーディネーターの見直しについて、令和3年4月から一旦廃止し、今後抜本的な見直しを行うとの回答を得ていたが、実際は名称のみが廃止され、報酬は従前のおり支払われていることを確認した。依然として根拠がなく報酬が支払われていることは、事務が改善されたとは認められない。真に必要な職種であるならば、設置根拠や役割、報酬額等を定めた規約等を整備した上で、報酬を支払うべきである。

日ごろから事務改善を図り、すべての事務について透明性を持って対応するようお願いしたい。

イ 事業執行について

事業執行について、収支計算書等により検証したが、根拠が不明な会議に、費用弁償が支払われており、その請求に係る請求印も漏れている箇所が見受けられた。今後、費用弁償を支払う場合は、会議の設置目的、根拠、メンバー等を規定した上で、適正に支出するようお願いしたい。

ウ 補助金関係について

補助金の算定根拠等について、関係職員から説明を聴取したところ、令和2年度の連合交付金において、計算誤りにより、本来、返還する必要のない交付金を返還してしまった事例が見受けられた。今後、市とよく調整し、精算を適切に行うようお願いしたい。

エ 収支・決算状況について

令和2年度の収支・決算状況について、関係職員から説明を聴取したが、今後も適切な執行をお願いしたい。

オ その他について

これまで以上に、会長と事務局長がリーダーシップをとって、事務の管理を徹底していただきたい。

2 要望等

(1) 健康福祉部福祉総務課

財政援助団体を所管する部課として、シルバー人材センターの事業執行について、これまで以上に管理、指導を行っていただきたい。

(2) 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター

令和2年度財政援助団体等監査における指摘事項の改善状況について、前回監査から半年以上経過しているにもかかわらず、改善が見られない部分が見受けられた。特にコーディネーターは名称だけが廃止され、根拠がないまま報酬が支出されていたことは、全く事務改善が図られていないと考えざるを得ない。

事務の執行は、局長を初め、管理職の管理、監督の下で行われるものである。こうした事務の執行は、管理職の資質を問われてもおかしくない。管理職はもとより、職員全員のコンプライアンスを徹底するとともに、早急な見直しをお願いしたい。

シルバー人材センターの目的である高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するよう、今後は、適切な事務の執行を行っていただきたい。